

社援発 0329 第 74 号
令和 6 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 市 町 村 長 殿
特 別 区 長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

配偶者からの暴力の被害女性保護支援ネットワーク事業
及び職員専門研修事業の実施について

女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、配偶者からの暴力の被害女性の保護支援を行う関係機関の連携強化及び関係職員の専門性の向上を図るため、今般、別紙のとおり「配偶者からの暴力の被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」を定め、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

また、本通知の施行に伴い、「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業の実施について」（平成 14 年 5 月 30 日雇児発 0530006 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

配偶者からの暴力の被害女性保護支援ネットワーク事業
及び職員専門研修事業実施要綱

1 配偶者からの暴力の被害女性保護支援ネットワーク事業

(1) 目的

配偶者からの暴力の被害女性及びその同伴する家族の保護支援を行うに当たり、女性相談支援センターと関係機関等との連携体制を整備することを目的とする。

(2) 参加機関

都道府県域における社会福祉関係、地域保健関係、法務・警察関係、司法関係、教育関係、雇用・労働関係、男女共同参画関係等の関係機関、民生・児童委員、民間団体等

(3) 事業の内容

- ① 連絡会議を年度内におおむね4回以上開催し、参加機関相互の情報交換及び状況把握を行う事業
- ② 学識経験者等を講師とした事例検討会議を年度内におおむね2回以上開催し、配偶者からの暴力の被害女性等の保護支援に関する事例を検討する事業
- ③ ②において検討した事例をもとに事例集を作成し、関係機関の職員に配布し専門性の向上を図る事業又は女性相談支援センターや関係機関の役割等の内容を掲載したパンフレットを作成し、関係機関に配布する事業

(4) 留意事項

事例の検討を行う際には、事例に関わるプライバシー保護に十分留意すること。

2 女性相談支援センター等職員への専門研修事業

(1) 目的

配偶者からの暴力の被害女性の人権、配偶者からの暴力の特性や、入所者の安全が確保される携帯電話等通信機器（以下「通信機器」という。）の取扱い方等に関する理解を深めるために専門研修を行うことを目的とする。

(2) 研修対象者

女性相談支援センター、福祉事務所、女性自立支援施設、母子生活支援施設、民間団体等の職員及び女性相談支援員等

(3) 事業の内容

配偶者からの暴力に精通した司法、医療、心理等の学識経験者や、通信機器の性能や取扱い方等に精通した有識者等を講師として招聘し、被害者の人権への配慮や配偶者からの暴力の特性、入所者の安全が確保される通信機器の取扱い方等に関する理解を深めるための研修を実施する。

3 実施主体

都道府県、女性相談支援センターを設置する指定都市、女性相談支援員を配置する市町村（特別区を含む）

4 国の助成

1 及び 2 に定める事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。